地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員」を「地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○環境省令第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項ただし書の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

環境大臣　望月　義夫

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十六年環境省令第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合に係る法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

第四条　法第十四条第一項ただし書の環境省令で定める者は、特定廃棄物の収集又は運搬と併せて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合については、国（特定廃棄物の収集又は運搬と併せて事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集又は運搬を他人に委託して行う場合に限る。）とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。